

別表（第5条関係）

保有個人情報が記録されている法人文書の種別	開示の実施の方法
一 文書又は図面（二の項から三の項までに該当するものを除く。）	イ 閲覧。
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧。（法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合に限る。）
	ハ 複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付。（二に掲げる方法に該当するものを除く。）ただし、これにより難しい場合にあっては、日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付。（二に掲げる方法に該当するものを除く。）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付。（文書または図面の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本法人が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により行うことができる場合に限る。以下一の項へ～チにおいて同じ。）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付。（一の項ハ本文に定める方法により難しい場合に限る。）
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付。
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生する事が可能なものに限る。）に複写したものの交付。
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付。
	二 写真フィルム
ロ 印画紙に印画したものの交付。	

三 スライド（七の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧。
	ロ 印画紙に印画したものの交付。
四 録音テープ（七の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取。
	ロ 録音カセットテープ（日本工業規格C 5 5 6 8に適合する記録時間1 2 0分のものに限る。）に複写したものの交付。
五 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴。
	ロ ビデオカセットテープ（日本工業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間1 2 0分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付。
六 電磁的記録（四の項又は五の項に該当するものを除く。）	イ A 3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧。（本法人が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができる場合に限る。以下六の項において同じ。）
	ロ 専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴。
	ハ A 3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付。 （ニに掲げる方法に該当するものを除く。）
	ニ A 3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付。
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付。
	ヘ 光ディスク（日本工業規格X 0 6 0 6及びX 6 2 8 1に適合する直径1 2 0ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付。
	ト 光ディスク（日本工業規格X 6 2 4 1に適合する直径1 2 0ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付。
七 スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合に限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴。
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付。